

新型コロナウイルス感染症の関連情報

新型コロナウイルス感染症及びその感染症の防止対策の必要性から、事業活動に影響が生じております。監督署の業務に関連する問い合わせについては「**労働者の休業**」が半数以上を占めております。

新型コロナウイルスに関連し労働者が休業する場合は、感染拡大防止のための環境づくり、労働者の生活維持などを考慮し、**労使の話し合い等のもと一定の手当等を支払うよう努めて下さい。**

会社が労働者を休業させる場合

- ①**使用者の責に帰すべき事由**（感染の未然防止等を含む）によるもの
- ②①以外

①の場合は**平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが義務**です。（労基法26条）

②③の場合は**労使の話し合いのもと一定の手当等を支払うよう努めて下さい。**

労働者が仕事を休む場合

- ③発熱等で自身が休む場合
- ④感染した労働者

それぞれの要件を満たせば

①、②は**雇用調整助成金**

④は被用者保険加入の場合は**傷病手当金**の支給対象となります。

休業手当の計算方法は？

休業手当 = 平均賃金 × (60 / 100) × 休業日数 休業手当の端数処理は「円未満の10銭台を四捨五入」

① 3か月の賃金の総額 / その期間の暦日数

② 3か月の賃金の総額 / その期間の労働日数 × 0.6

のいずれか高い額が**平均賃金**となります。（原則） **平均賃金の端数処理は「銭未満切り捨て」**

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、事業主が労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部が助成の対象となるものです。

労働災害発生状況

確定値（休業4日以上労働災害）

業種	平成31年		平成30年		増減	
	死亡	労働災害	死亡	労働災害	死亡	労働災害
製造業		211	2	223	▲2	▲12
食料品製造		71		70		▲1
金属製品		43		44		▲1
化学工業		21		25		▲4
機械器具		21	1	27	▲1	▲6
その他		55	1	57	▲1	▲2
建設業		99	2	89	▲2	▲10
運輸交通業		159	1	173	▲1	▲14
旅客運送		22		23		▲1
貨物運送		137	1	150	▲1	▲13
第3次産業	3	378	2	420	1	▲42
商業	1	111		123	1	▲12
保健衛生業		96		109		▲13
接客娯楽業		54		71		▲17
その他	2	117	2	117		
その他の業種		26		22		▲4
全業種	3	873	7	927	▲4	▲54
60歳以上	1	214	4	203	▲3	▲11

休業4日以上労働災害は2年ぶりに減少 60歳以上の高齢労働者と建設業で増加！

昨年、管内で発生した休業4日の労働災害は、前年比54人減の873人と2年ぶりに減少しました。

その中で、**60歳以上の労働者**の労働災害は昨年も**増加**し、全災害の約1/4を占めていることから、岡山署では

高齢労働者の労働災害防止

に重点的に取り組みます。皆様も、働き方改革とあわせ、誰もが安心して安全に働ける職場環境の実現にご協力下さい！

6月は**全国安全週間の準備期間**です。

第92回全国安全週間（7/1～7/7）

【スローガン】

エイジフレンドリー職場へ！

みんなで改善 リスクの低減

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉です。

生涯現役！

さあ！つくる！つくる！**高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境**

- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善
- 健康や体力の状況の把握
- 安全衛生教育
- 健康や体力の状況に応じた対応

※高齢労働者に優しい職場はすべての働く人にとって優しい職場です！

岡山労働局・各労働基準監督署
岡山労働災害防止対策推進会議

労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは 第1～4方面（086-225-0591）
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは 安全衛生課（086-225-0592）
労災保険・労働保険等のお問い合わせは 労災課（086-225-0593）



厚生労働省 岡山労働局
岡山労働基準監督署

労働保険の年度更新手続きはお早めに



安心して働きたい!

令和2年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

〈労災保険・雇用保険〉

6/1 ▶ 8/31

年度更新の手続きは

6月1日(月)～8月31日(月)の間に

最寄りの

労働基準監督署

岡山労働局労働保険徴収室 でお願ひします

また、いつでもどこでも手続き可能な

電子申請の利用をご検討ください(e-Gov(電子政府総合窓口))

※新型コロナウイルスの影響により、事業に係る収入が概ね20%以上減少し、一時に納付が困難な場合は、納付期日の猶予の対象となる場合があります。(詳しくは監督署にお問い合わせ下さい。)

【岡山労働基準監督署管内の出張受付会のお知らせ】

⇒令和2年7月1日(水) 10:30～15:00

玉野レクレーションセンター 玉野市玉2-3-1

⇒令和2年7月2日(木) 10:00～15:00

西大寺ふれあいセンター 岡山市東区西大寺中2-16-33

労働時間相談・支援コーナーを活用下さい

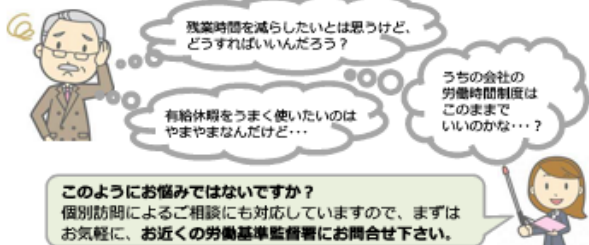
相談項目の例

コロナウイルス感染症の影響への対応

- ・休業手当
- ・雇用調整助成金
- ・労働時間(時間外労働時間 1年単位変形制)
- ・相談できる機関等 など

働き方改革の推進

- ・時間外労働の上限規制
- ・年次有給休暇の取得
- ・働き方改革を進める際に利用可能な助成金 など



このようにお悩みではないですか?
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

時間外労働は

1月45時間

1年360時間

まで

4月より順次中小企業にも
時間外労働の上限規制
が適用されています!

特別な事情が生じ、やむを得ず延長する場合の上限は
1月100時間※(複数月平均80時間※)
1年720時間

※は休日労働時間を含む時間数

職場の熱中症対策はできていますか

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中

職場における熱中症は増加傾向にあり、昨年、全国で25人の労働者が亡くなり、休業4日以上重症化している熱中症も800人を超えています。

岡山県内においても、熱中症は増加傾向にあり、昨年は平成22年以降となる熱中症による死亡災害が発生し、2名もの労働者が亡くなりました。

更に、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のためマスク着用が増え、発症のリスクが増大するものと考えられます。

以下の熱中症予防対策を実施しているか点検の上、必要な対策の実施に努めましょう。また、例年以上にこまめな休憩と水分補給に努めましょう。

- 暑さ指数(WBGT値)の把握
- 暑さ指数を下げるための設備の設置
- 休憩場所の整備
- 涼しい服装
- 作業時間の短縮
- 熱への順化
- 水分・塩分の摂取
- 健康診断に基づく措置
- 日常の健康管理
- 労働者の健康状態の確認
- 異常時の措置体制の策定



「新しい生活様式」の実践例

(1)一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

①距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
移動に対する感染対策

(2)日常生活を営む上での基本的な生活様式

(3)日常生活の各場面別の生活様式

買い物

娯楽、スポーツ

公共交通機関の利用

食事

冠婚葬祭などの親族行事

(4)働き方の新しいスタイル



今年度の監督署の業務について

新型コロナウイルス感染症対策等により、企業及び労働者がその影響を受ける中で、事業活動の維持、雇用の維持に努めていただいておりますことにお礼を申し上げます。

岡山署におきましては、情報等を発信しながら、「労働時間相談・支援コーナー」を積極的に活用し、この厳しい環境を乗り切るための方法を、皆様方と模索させていただきたいと考えております。

また、今年度は、中小企業への時間外労働時間の上限規制の原則適用、大企業への同一労働・同一賃金の原則の適用が始まっております。

労働時間相談・支援班は、新しい生活様式を踏まえた、少人数による説明会、個別の事業場訪問を行っておりますので活用下さい。

岡山労働基準監督署 署長 小川充彦